



区画街路第6号線及び交通広場

区画街路第4号線と四つ木駅とを結ぶアクセス道路および交通広場の都市計画事業に着手しました。

区画街路第4号線（四つ木バス通り）

平和橋通りから首都高速道路下の都道までを結ぶ都市計画事業を進めています。

四つ木バス通りの状況



四つ木1丁目32付近



四つ木1丁目47付近

今後ともご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

まちづくり通信

担当：森田・松本・細川

発行：葛飾区 都市整備部 都市計画課 密集地域整備第二係
〒124-8555 葛飾区立石 5-13-1 Tel 5654-8345

INTRODUCTION

日ごろより、葛飾区政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
四つ木一・二丁目、東四つ木三・四丁目各地区は、東京都の不燃化特区に指定されています。
区では引き続きまちの不燃化を推進するため、下記の支援を行ってまいります。

TOPICS

不燃化特区の支援制度

令和7年まで

最新情報については、葛飾区公式サイトを確認するか、直接お問い合わせください。

老朽建築物除却助成

下記建物を取壊して更地化（除却）する場合

- ・昭和56年5月31日以前建築の木造等建物
- ・区の調査により危険であると認められた空き家等

除却費に対して **最大200万円**

不燃化建替え助成

下記築年数の住宅を準耐火建築物等に建替える場合

- ・木造モルタル・・・13年4か月
- ・木造・・・14年8か月
- ・軽量鉄骨造・・・18年

除却費、設計・工事監理費の合計に対して **最大200万円**

専門家派遣

建替えに伴うお悩みごとをお持ちの方に、弁護士や一級建築士などの専門家を **無料で派遣**

固定資産税・都市計画税の減免

- ▶ 老朽建築物を除却し、更地になった土地 **最大80%減免**（最長5年間）
- ▶ 不燃化のために建替えた建築物 **最大100%減免**（5年間）

【問い合わせ先】

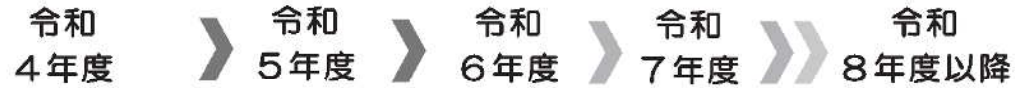
<不燃化建替・除却助成・専門家派遣> 葛飾区都市計画課 密集地域整備第二係 (03-5654-8345)

<固定資産税・都市計画税の減免> 葛飾都税事務所 固定資産税係 (03-3697-7511)



事業スケジュール

皆様のご理解とご協力により、密集事業による幅員6mの主要生活道路および公園整備は、令和5年度までに完了する予定です。



密集事業	東四つ木地区 密集事業によるまちづくり (令和4年度まで) ⇒ みなみ広場拡張整備
不燃化特区	四つ木地区密集事業によるまちづくり (令和5年度まで) ⇒ 公園整備予定
地区計画	不燃化特区によるまちづくり ⇒ 老朽木造住宅等建替え助成等
地区計画	地区計画(防災街区整備地区計画)によるまちづくり(規制・誘導)

区では、道路や公園の整備を行うため、密集事業の期間を
四つ木地区 は**令和5年度** までとしております。
(東四つ木地区は令和4年度で終了いたします)

なお、用地買収事業終了後の、道路拡幅等用地の取得は、
更地での買収が条件となり土地代金のみのお支払いとなります。
(建物移転等補償金はお支払いできません)

密集地域整備事業へのご協力ありがとうございます

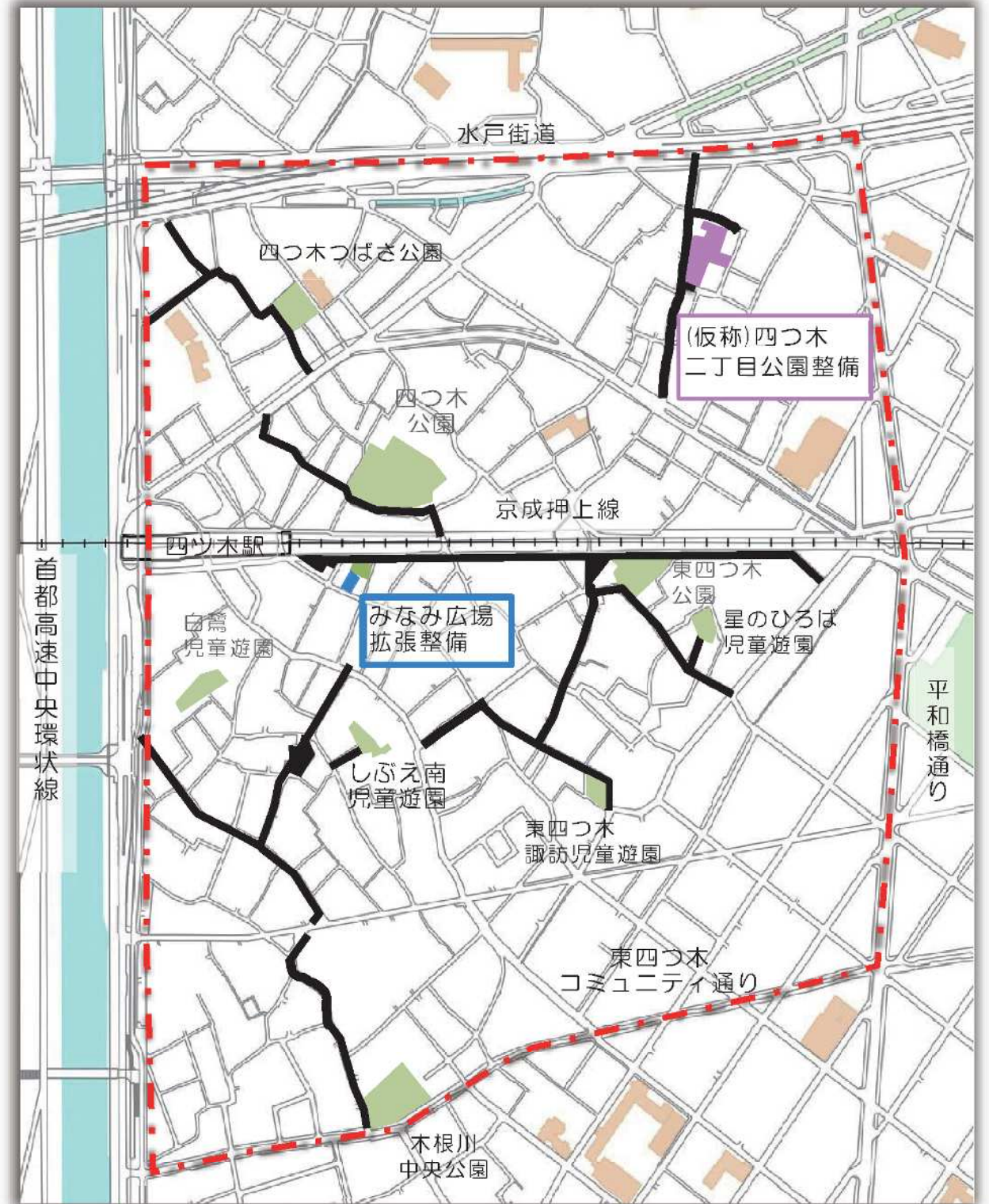
みなみ広場拡張整備 工事状況(令和5年1月末時点)(令和4年度完成予定)



主要生活道路沿道の皆様のご協力によって、道路の拡幅整備や公園整備が進み、地域の防災性が向上しています。改めまして、地権者ほか関係者の皆様に感謝申し上げます。

密集事業 進捗状況

【道路整備の状況】(令和5年1月)



--- 不燃化特区エリア

道路整備 実施箇所
令和4年度公園整備 実施箇所
令和5年度公園整備 予定箇所

